

IT社会における司法

——法のエンフォースメントに対する情報テクノロジーの挑戦——

駒田 泰土

I. はじめに

本報告のタイトルは、「IT社会における司法」と題されている。「司法」とは紛争の解決のために裁判所等が法を適用・宣言する作用のことであるが、ここでは、この通常の意味での「司法」を超えて、法の内容を実現すること、すなわち「法のエンフォースメント」という観点に立って報告したい。

II. ITが法をエンフォースメントすることを難しくする様々な要因

- ①情報ネットワークがグローバルな広がりをもつにもかかわらず、規制を行い、あるいは司法判断を下す国家が分立している状況にあるため、法のエンフォースメントに対する様々な障害が予想される。ネット上の活動に適用される実体規範は国ごとにかかなりの相違がみられ、その国家間の調整も劇的な成果をあげていない。一国の判決を他国が承認し、執行する包括的なシステムも未成熟である。
- ②ネット上の活動について、いついかなる場合に裁判管轄権を行使してよいのかがきわめて不明確であり、また適用法についても同様の問題を抱えている。各国でこの点に関する共通の基準がない。したがって、エンフォースメントすべき法がどの法であるのかすら、不明確な状況が生まれている。
- ③国外に源を有するが国内に影響を与えるネット上の活動について、国内法の実効性を属地的に確保することすら決して容易なことではない。国内のアクセス・プロバイダに命じて問題サイトへのリンクをまとめて切断する方策は、過剰執行となるおそれがあるだけでなく、ミラーサイトの大量発生という無残な結果に終わるのみである。
- ④ミラーサイトの例にあるように、違法コンテンツはうつろいやすく、揮発性をもつ。捜査当局の真摯な努力は、いわゆる cache-cache ゲームに翻弄されるおそれがある。こうしたゲームの続行を助けているのが、おそらくはネット上において顕著であるアクターの匿名性であろう。
- ⑤いまや、著作権の侵害を望むきわめて多数のインターネット・ユーザーが、ネットを介して結ばれ、組織的に法を犯すという事態が現出している。音楽著作権を侵害するコンテンツが特定の者により特定の源から公衆に向けて大量に伝播されるという時代から、多数のユーザーが相互に侵害コンテンツ・ファイルを交換し、共有しあう時代へと移ろうとしている。権利者は、いずれネット上の匿名性を引き剥がし、これら無数の個人ユーザーと法廷で対決しなければならないのだろうか？

III. ITによって危ういものとされた法のエンフォースメントは、ITによってその借りを返してもらえるだろうか

- ①一時期、ドメインネームと商標権の抵触の問題がクローズアップされたが、現在、ドメインネーム登録機関を巻き込んだADRシステムが、この種の紛争の解決において洗練された役割を果たしてい

る。しかし、ネット上の紛争全般に関して、ADRシステムが国家の司法作用にすべて取って代わるといったことは期待できない。

②自宅のドアや窓に鍵をかける行為は、自宅にしまいこまれた様々な財物の所有権を自ら守ろうとすることを意味する。情報を対象とする知的財産権についても、こうした試みが徐々に進展中である。コピー・プロテクションやアクセス・コントロールが、著作権者の自衛のために使われ始めている。電子透かしも、事後的に侵害者を特定する上で有用なツールである。そして、これらの技術を総動員した大量の知的財産利用許諾インフラが、各方面で構築・運用され始めている（それらはおおむね「コピーマート」・「超流通」理論のいずれかに基づいている）。近未来を予測する専門家は、早くも、技術による過度のコンテンツの囲い込みが、情報の保護と利用における適正なバランスを崩すのではないかと指摘している。知的財産法は、もともとそうしたバランスを企図した設計がなされている法律である。技術による保護への過度の期待は、知的財産の保護と利用の問題を、粗野な市場原理にすべて委ねてしまう危険性をも内包しているといわざるをえない。

IV. おわりに

良き法は、様々な利益のバランスの上に構築される。今後、その役回りが変わって、権利侵害のためだけでなく権利保護等のためにITが積極的に活用されていくとしても、そこでは法のもつ微妙な「さじ加減」をいかに実現するかといった視点が伴わなければならないだろう。